

Q1：この情報によると、遊び場は改修されるわけではなく、ただ移動されるだけのようですが、この情報は本当ですか？遊び場を再配置し、改修するのが設計の一部だと想定していました。

A1：

公園には遊び場の検討が必要ですが、新しい遊具やレイアウト、場所や大きさなどを自由に提案していただけます。

Q2：このお知らせでは最初に11インチ×17インチサイズ（タブロイド判）の用紙で設計を提出するよう指示がありますが。この情報は本当ですか？指示には続けて動画や他の媒体での提出が推奨されている、と記載されていますが。11インチ×17インチサイズの用紙での提出が必要ですか？

A2：11インチ×17インチサイズの用紙で提出いただけます（ハードコピーをご提出いただくか、メールでご提出ください-指示をご確認ください）。この指示の目的は、アイデアを表現するさまざまな媒体の利用を許可することです。記載されているすべての媒体での提出が必要なわけではなく、記載されている媒体に制限されているわけでもありません。

Q3：設計士でも建築士でも、設計や建築分野の仕事をしているわけでもありません。公園から数ブロック離れた場所に住んでいる近隣住民です。素人が公園への追加提案を行う方法とは？

A3：この機会にはどなたでもご参加いただけます。指示に従って、ご自身のアイデアを書面での説明とお好きな媒体で表現してください。直接ご提出いただくことも、メールでご提出いただくこともできます-指示をご確認ください。

Q4：駐車場を現在の広さの一部に縮小し、余った場所を主に障がい者用の駐車場にできないのはなぜですか？

A4：駐車場を含めた多目的スペースについてクリエイティブなアイデアを求めています。公園正面沿いに専用駐車場を設けるなど、別の場所に駐車場を設けるアイデアも認められています。



Q5：現在の駐車場の大きさを縮小し、そのスペースを他の用途にあてる機会がありますか？

A5：現在の駐車場の大きさを縮小する機会を模索するアイデアも受け付けています。Q4の回答も合わせてご確認ください。

Q6：設計概要説明書は原則的に概略設計となりますか？それとも設計事務所がそれを土台に詳細を作り上げるための公募型提案書の位置づけでしょうか？つまり、設計パートナーにはパート2でほぼ完成に近い設計を制作することが求められているのでしょうか？

A2：設計機会のパート2では、パート1で最終選考に残った方にパート1で提出いただいた設計案の詳細案を練っていただきます。パート1で最終選考に残った方には、必要に応じて自分たちのビジョンをさらに練り、重要な設計要素を伝える機会が与えられます。「設計パートナー」は、パート2の最後に選出される提案者（最終候補者）です。

Q7：最終選考に残った各設計パートナーは、コンセプトをより良い形で実現するため、一般市民の方々と交流・連携するのでしょうか？それとも、設計パートナーが選定された後、地域に働きかけるプロセスが行われる予定ですか？

A7：パート1で最終選考に残った各設計パートナーと一般市民との個別の交流・連携の機会は予定されていません。追加の地域への働きかけや地域との交流・連携の機会は、パート1終了後、必要に応じてSeattle Parks and Recreation (SPR) ションによって手配される予定です。